

廃屋撤去・再生による 地方温泉地等の まちづくり支援事業

■ 公募説明会

申請期間

令和8年7月 1日（水）12:00 から
令和9年2月26日（金）12:00 まで

※ 随時審査・随時採択
（予算上限到達時は受付終了の可能性あり）

事務局

株式会社ダイブグループ

TEL 03-6773-7674

<https://kanko-haioku.go.jp>

本日のスケジュール

制度説明 約40分（観光庁ご挨拶を含む）＋ 質疑応答 約20分、合計 約60分を予定しています。

1	観光庁ご挨拶 本事業の趣旨	3分
2	事業の背景と目的 本事業の目的／目指す姿	8分
3	事業概要 1次・2次の関係／補助率・上限／事業の流れ	8分
4	対象と要件 対象廃屋／事例／申請主体／1次の必須要件	8分
5	申請の実務 事前確認／申請期間・方法／書類／補助対象経費	8分
6	審査とその後 審査プロセス／採択後の伴走支援／重要注意事項	5分
質疑	質疑応答 事前にお寄せいただいたご質問を中心に回答（別紙「想定Q&A」あり）	20分

2

事業の背景と目的

- 地方温泉地等に残る大規模廃屋という課題
- 撤去・減築を契機とした地域経済循環と観光まちづくり再生
- 「点」から「面」へ。観光まちづくりの再生

2. 事業の背景

地方温泉地等に残る、大規模廃屋という課題

高度経済成長期、団体旅行ニーズに最適化して建築された大規模ホテル等が、経営者の高齢化・後継者不足と相まって廃業し、老朽化したまま、残置されている例が散見されます。

①

高額な解体費用

大規模廃屋の撤去には多額の費用が必要であり、民間単独では捻出が困難。

②

エリア再生計画の不在

まち全体の将来像が描かれないまま、民間事業者単独では面的な再生に取り組みにくい状況が続いている。

③

後継事業者の不在

跡地での後継事業者が見つからず、撤去後の活用像を描けないまま放置が続く。

■ 廃屋は観光客の回遊性や経済活動を損ない、民間単独では解決が困難な複合的障壁を抱えています。

2. 事業の目的

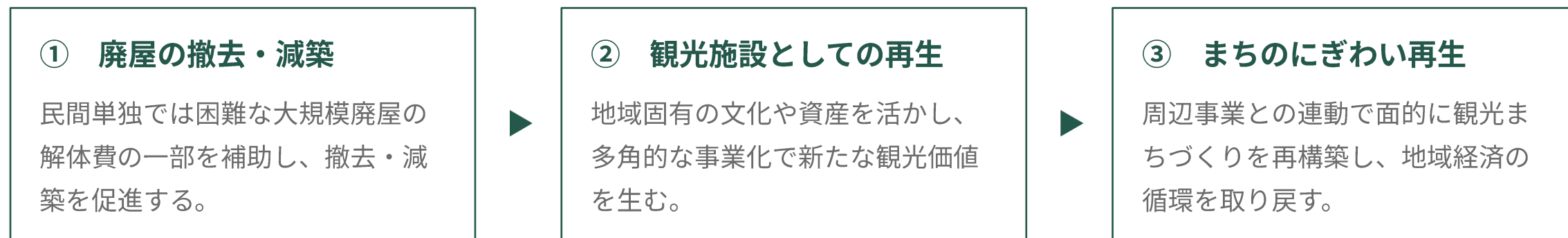
撤去・減築を契機とした、地域経済の循環と観光まちづくりの再生

地方温泉地等の中心地に残る規模の大きな廃屋等の撤去・減築費用を補助し、官民一体で観光施設としての再生とまちのにぎわい再生を実現します。

本事業では、まず地域全体の課題や将来像を整理した「**エリア再生計画**」を策定します。

エリア全体のビジョンに基づき、廃屋の撤去・減築、観光施設としての再生、周辺事業を一体的に進めます。

効果の連鎖



■ 個々の施設・事業者ごとの集客にとどまらず、エリア全体のビジョンに基づく「まちのにぎわい再生」を重視します。

2. 目指す姿

「点」から「面」へ、観光まちづくりの再生

廃屋撤去を起点に、周辺事業との連動、そして関係人口・定住人口の拡大までを目指します。

- | | |
|--|---|
| <p>① 廃屋撤去・減築を起点とした再生</p> | <p>大規模廃屋を官民連携で撤去・減築し、跡地を新たな観光施設や交流拠点として再生する。</p> |
| <p>② 周辺事業との連動による面的な再生</p> | <p>廃屋単体の再生に留まらず、周辺事業と一体で計画し、エリア全体の魅力を底上げする。</p> |
| <p>③ 観光振興を通じた関係人口・定住人口の増加による地域活性化</p> | <p>観光振興で交流が活発化し、リピーター・関係人口が増え、ひいては定住人口の増加と地域活性化につなげる。</p> |

3

事業概要

- 1次支援と2次支援の二段階構造
- 補助率と補助上限の全体像
- 使用停止から再生・周辺事業までの全体の流れ

3. 事業の全体像

1次支援と2次支援の二段階構造

「エリア再生計画」を策定する1次支援と、計画に基づき撤去・周辺事業を実施する2次支援で構成します。

	1次支援 — 本日の主対象	2次支援 — 本日は概要のみ
支援内容	エリア再生計画の策定支援	廃屋撤去・周辺事業の実施支援
補助対象	協議会運営費／エリア再生計画策定委託費／事前調査費／構造調査費／専門家招聘費／アスベスト調査費 等 (詳細は公募要領参照)	廃屋の撤去・減築／相乗効果を生む周辺事業 (詳細は公募要領参照)
補助率	2/3	撤去・減築 2/3／周辺事業 1/2 (コア周辺事業 2/3)
申請時期	本公募 (令和8年7月1日～令和9年2月26日)	エリア再生計画の策定後 (詳細は別途案内)

補助額の総額 (1次・2次支援の合計) 上限 6億円 / 1事業

3．補助率・補助上限

補助率と補助上限の全体像

1次・2次を通算した補助額の総上限は、6億円です。

フェーズ	区分	対象	補助率
1次支援	エリア再生計画策定費 廃屋の構造調査費 等	協議会運営費・会議費／エリア再生計画策定委託費／事前調査費／専門家招聘費／構造調査費／アスベスト調査費 等	2/3
2次支援	廃屋の撤去・減築	エリア再生計画の対象となる廃屋本体の撤去・減築費用	2/3
	周辺事業	廃屋再生と相乗効果を生む、まちのにぎわい再生に資する事業	1/2
	コア周辺事業	周辺事業のうち、「まちのにぎわい」再生の中核（基盤）を担う事業 地方公共団体が主体となり、エリア再生計画内で明示されていることが必要	2/3

補助額の総上限 **1次・2次の合計で 6億円**

周辺事業への補助総額の上限（廃屋の延べ床面積に応じる）

3,000㎡未満：1億円 ／ 3,000㎡以上 5,000㎡未満：2億円 ／ 5,000㎡以上：3億円

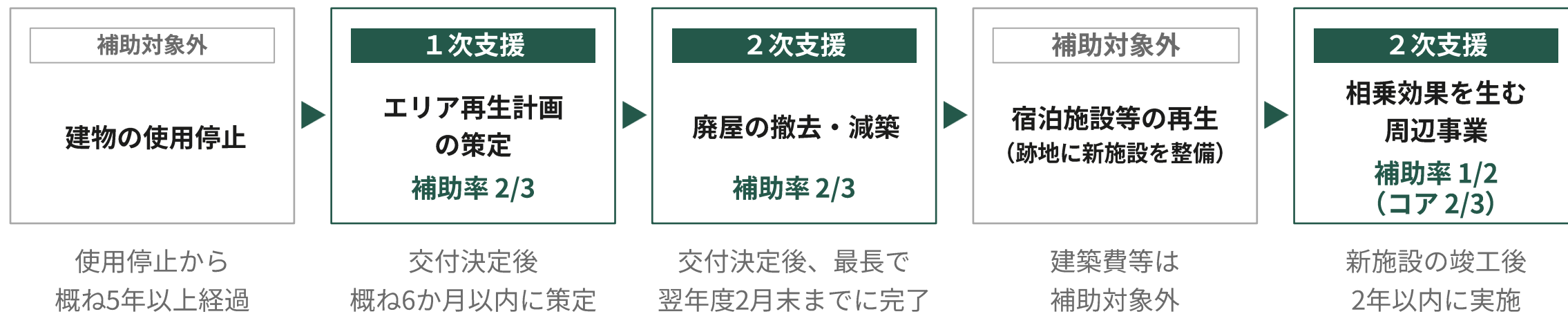
※ コア周辺事業は、補助総額の上限1億円。

3. 事業の流れ

使用停止から再生・周辺事業までの全体の流れ

「①廃屋が現存する場合」を基本に、計画策定・交付決定・撤去・再生・周辺事業の時間軸を示します。

時間経過



※ 2次支援（撤去・減築）は、交付決定後、最長で翌年度2月末までの完了が必要です。スケジュール管理にご留意ください。

※ 地方公共団体が既に撤去等を行った土地は、周辺事業のみが補助対象です（撤去費は対象外／上限3億円＋計画策定費）。

4

対象と要件

- 対象となる「廃屋」の3つの要件
- 地方公共団体が既に撤去した土地への事例
- 申請できる主体と、満たすべき条件
- 1次支援の申請に必要な3つの「見通し」

4. 対象と要件

対象となる「廃屋」の3つの要件

立地・規模・使用停止期間の3つの軸で判断します。所有関係にも注意が必要です。

観点	基準	判断の考え方
① 立地	地方温泉地等の観光の中心地に所在すること	観光振興計画等での位置付け、著名な観光資源、宿泊施設・商店等の集積、観光客の来訪状況等から総合的に判断します。
② 規模	延べ床面積 概ね 2,500㎡ 以上	民間単独での解決が困難な、規模の大きな廃旅館・廃ホテル等を主な対象とします。
③ 使用停止期間	大部分の使用停止から 概ね 5年 経過	廃屋の従前用途は問いません（観光施設でなくても可）。一部営業中でも、機能の大部分が使用停止していれば該当し得ます。

※ 重要 既に廃屋の所有権が後継事業者に移転している場合は、対象外です。

4．対象と要件

地方公共団体が既に撤去した土地への事例

地方公共団体によって撤去等が行われたケースでは、既に撤去に要した費用を除き、対象となる費用を限定して補助対象とします。

	廃屋が現存するケース	地方公共団体によって廃屋が撤去済みのケース
1次支援：エリア再生計画策定費・廃屋の構造調査費 等	○ 対象（補助率 2/3）	○ 対象（補助率 2/3）
2次支援：廃屋の撤去・減築	○ 対象（補助率 2/3）	× 対象外
2次支援：周辺事業	○ 対象（補助率 1/2、コア 2/3）	○ 対象（補助率 1/2、コア 2/3）
主な条件	- 延べ床面積 概ね2,500㎡以上 - 建物の大宗部分の使用停止から概ね5年経過 - 所有権が後継事業者に未移転	- 地方公共団体による撤去等であること - 撤去から概ね5年以内に行われていること - 新施設の竣工前 ※ 廃屋の定義は左記と同様

■ 地方公共団体が先行して撤去を進めた土地でも、面的な再生はこれからという地域を、周辺事業で後押しします。

4. 申請主体

申請できる主体と、満たすべき条件

地方公共団体・民間を問わず広く対象です。申請者は「エリア再生計画協議会の構成員」であることが前提です。

申請できる主体

日本国内に本店または主たる事務所を有する者

- 地方公共団体
- 民間企業
- 個人事業主
- 一般社団法人
- 特定非営利活動法人 等

満たすべき条件（全項目必須）

- i 日本国内に本店または主たる事務所を有する
- ii 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、一切の関係を有しない
- iii 補助金等の交付停止・指名停止等の措置を受けていない
- iv 国税・地方税を完納し、公的機関との係争中の訴訟がない
- v 誠実かつ積極的に取り組む意思と組織的能力を有する

4. 1次支援の必須要件

1次支援の申請に必要な3つの「見通し」

後継事業者・権利調整・協議会の3点の見通しがあることが必要です。

① 後継事業者の見通し

廃屋跡地で宿泊施設等の再生を担う民間事業者の意向（後継事業者の見通し）があること。

確認書面等 LOI・会議録・事業者リスト等で証跡化

② 権利調整・取得の見通し

廃屋とその土地に係る全権利者と連絡が取れ、前向きに調整が進められる状態であること。

確認書面等 登記事項証明書（3か月以内発行）は必須添付

③ エリア再生計画協議会の設立合意

地方公共団体と申請者が一体となる協議会の設立合意があること。

確認書面等 地方公共団体と申請者の合意は必須

※ 後継事業者は、従前の運営者やその関係者ではない「新たな事業者」であることが基本です。

※ 再生する新施設は、2次支援の要件として「民間施設（公設民営は対象外）／宿泊施設等の観光施設／廃屋と同等以下の延べ床面積」を満たす必要があります。

5

申請の実務

- 申請前のセルフチェックと無料の事前相談
- 申請期間・方法と採択後のスケジュール
- 申請書類一覧（1次支援）
- 補助対象経費 ／ 対象外経費

5. 申請前の確認

申請前のセルフチェックと事前相談

手戻りを防ぐため、対象該当性は申請前に事務局へ確認することを推奨します。

申請前に確認すべき最低限の項目

- ☐ 廃屋が「観光の中心地・延べ床面積 概ね2,500㎡以上・使用停止後概ね5年以上経過」を満たすか
- ☐ 廃屋が撤去された跡地である場合、当該撤去は地方公共団体によって行われたものであるか
- ☐ 廃屋の所有権が後継事業者に未移転であるか
- ☐ 後継事業者の見通しを書面（LOI等）で示せる状態にあるか
- ☐ 全権利者と連絡が取れ、権利取得に向けた調整の見通しがあるか
- ☐ 地方公共団体と協議会設立の合意形成ができているか
- ☐ 交付決定前の発注・契約・支出を予定していないか

早期の事前相談を推奨

公募期間中 随時・無料

支援を受けようとする廃屋等が本事業の対象となるかを、申請前に事務局へお問い合わせください。

TEL 03-6773-7674

受付：平日 10:00～17:00（土日祝除く）

メール：特設サイトのお問い合わせフォームより

5. 申請期間・申請方法

申請期間・申請方法と採択後のスケジュール

電子申請のみ。随時審査・随時採択のため、予算上限到達時は締切前でも受付終了の可能性あります。

申請期間

開始 令和8年7月 1日（水）12:00

締切 令和9年2月26日（金）12:00

※ 申請があったものから随時、審査・採択を行います。

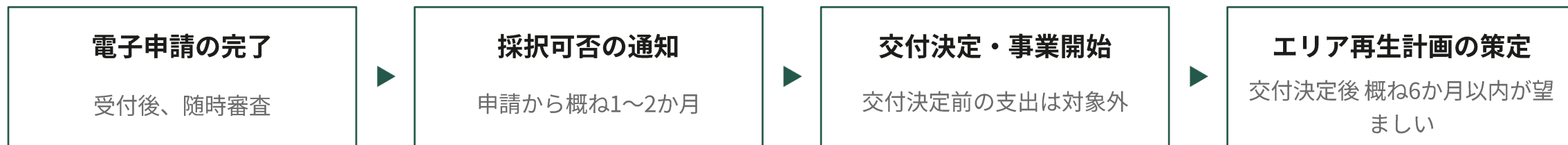
申請方法

特設Webサイトからの電子申請のみ

申請者マイページを作成し、全ての書類を電子的に提出します。

※ 郵送・持参による申請は受け付けません。

採択後の主な流れ



5. 申請書類

申請書類一覧（1次支援）

7種の書類を電子申請で提出します。

番号	書類	内容・備考	区分
1	申請書	申請様式第1号	申請様式_1
2	支援を受けたい理由を説明する書類	任意様式（10ページ以内）＋概要シート（A4横1枚）	任意様式
3	廃屋等の要件該当性を示す書類	建物登記・報道資料・撤去契約書 等	証跡
4	権利取得の調整状況を説明する書類	建物・土地の登記事項証明書（3か月以内発行）	証跡
5	後継事業者の見通しを説明する書類	意向を示している事業者リスト・LOI・会議録 等	証跡
6	エリア再生計画協議会・検討スケジュールの説明書類	エリア再生計画協議会の構成員・設立合意・検討スケジュール等を記載	申請様式_1
7	1次支援における補助対象経費の費用内訳・見積書	申請様式第2号	申請様式_2

※ 各書類の詳細は、公募要領本体および特設Webサイトをご参照ください。

※ 書類は5年間（令和15年3月31日まで）の保存義務があります。

5. 補助対象経費

補助対象経費／対象外経費

「計画策定と調査」に直接かかる経費が対象です。

○ 補助対象となる経費

① エリア再生計画策定費

協議会運営費・会議費／エリア再生計画策定委託費／事前調査費／専門家の招聘に要する費用 等

② 廃屋・土地の調査費

構造調査費／アスベスト調査費 等

× 補助対象外となる経費（例）

施設関連	再生後施設の建築費／土地の取得・賃借料／維持管理・修繕費 等
経常的経費	人件費／事務所家賃／旅費／光熱水費 等
公租公課・手数料	振込手数料／登記費用・印紙税／遅延損害金・違約金 等
時点関連	交付決定前の経費（契約・発注・支出はすべて対象外）

※ 補助対象経費には原則として消費税額を含めません。詳細は公募要領 第6章（10）。

6

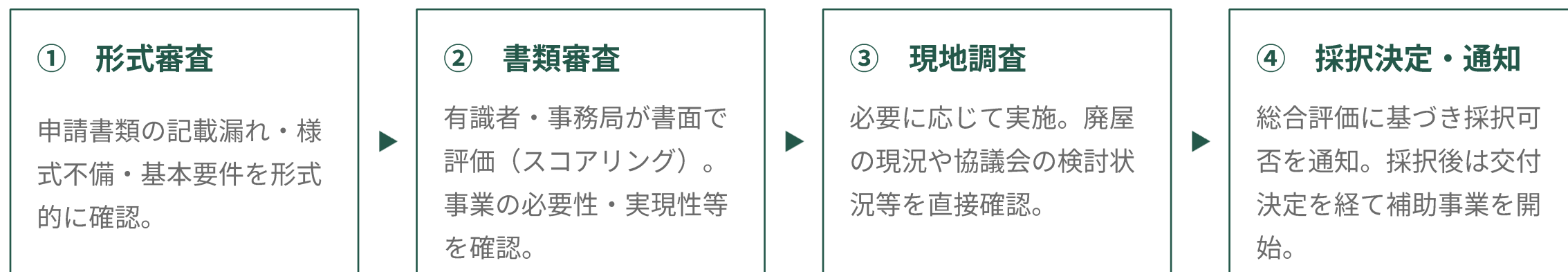
審査からその後

- 審査・採択までの4ステップ
- 採択後の伴走支援体制
- 必ず押さえておくべき重要注意事項

6. 審査・採択プロセス

審査・採択までの4ステップ

形式審査・書類審査・現地調査を経て採択を決定します。所要期間は概ね1～2か月です。



所要期間：申請受理から採択通知まで 概ね1～2か月（随時審査・随時採択）

※ 予算上限到達により早期終了の可能性があります。

6．採択後の伴走支援

採択後の伴走支援体制

月1回以上の進捗確認・専門家派遣・関係機関調整 — 採択は「ゴール」ではなく「スタート」です。

支援メニュー	頻度・体制	内容
定期進捗確認	月1回以上	オンライン会議を中心に進捗・課題を継続共有（採択直後は週1回程度を想定）。
現地訪問	必要に応じて	事務局による現地視察・協議会への同席等で、計画の実効性を高める。
専門家による支援	建築・法務・金融・観光	分野別の有識者を派遣し、計画の質と実行可能性を底上げする。
関係機関調整	地方公共団体・金融機関等	地方公共団体や金融機関との連携・調整を事務局が後押しする。

- 本事業は計画策定を「並走して支える」設計です。
事務局・有識者・地方公共団体・金融機関が一体となり、交付決定後、概ね6か月以内で「エリア再生計画」の策定を目指します。

6. 重要注意事項

必ず押さえておくべき重要注意事項

採択後のトラブルを未然に防ぐため、特に重要な論点に絞ってご案内します。

重要

交付決定前の契約・発注・支出は、すべて補助対象外です

内示や採択通知ではなく、「交付決定通知」が出てからの契約・発注・支出のみが補助対象になります。

予算上限到達による早期終了の可能性

随時審査・随時採択方式のため、申請受付期間中でも予算上限到達時点で受付を終了する可能性があります。

完了実績報告書の期日厳守

完了実績報告書が期日までに提出されない場合、交付決定を受けていても補助金は支払われません。

帳簿・証拠書類は5年間保存

事業完了後5年間（令和15年3月31日まで）保存し、会計検査院等の検査に応じられる体制が必要です。

その他

- ①交付決定後の内容変更（軽微な変更を除く）は事前の変更交付申請が必要
- ②事業期間中は中間報告書の提出が必要
- ③国の他制度と重複する事業は対象外
- ④不正受給等には交付決定の取消・補助金返還に加え、5年以下の懲役または100万円以下の罰金（補助金適正化法）が科される場合があります。

廃屋を、 地域の未来資源へ。

本事業は、地域の自走と、国・地方公共団体・民間の連携で動きます。
準備が整い次第、お早めにご相談ください。

事務局（運営：株式会社ダイブグループ）

TEL 03-6773-7674 ／ <https://kanko-haioku.go.jp>

受付：平日 10:00-17:00（土日祝除く） ／ よくあるご質問は別紙「想定Q&A」をご参照ください。

質疑応答

本日の説明会では事前にお寄せいただいたご質問を中心に回答いたします。

Q&A

- 本日の説明会では、事前にお寄せいただいたご質問を中心に、事務局より回答いたします。
- 制度解釈や個別案件に関して誤解が生じないように、当日の口頭・チャットでのご質問受付は行いません。
- 追加のご質問がある場合は、説明会終了後に特設サイトのお問い合わせフォームよりお寄せください。
- いただいたご質問は確認のうえ、必要に応じてFAQ等でご案内いたします。

正確な制度案内のため、個別性の高いご質問は内容確認のうえ、後日ご案内させていただきます。

用語集（1）

以下は法律上の定義ではなく、本事業における使い方として記述しています。

用語	本事業における定義
廃屋	地方温泉地等といった観光の中心地に所在し、延べ床面積が概ね2,500㎡以上で、建物の大宗（主要な）部分の使用が停止されてから概ね5年が経過している建物。用途は問いません。
1次支援	エリア再生計画の策定や廃屋等の調査に要する費用に対する補助（補助率2／3）。本公募要領が対象とする支援です。
2次支援	エリア再生計画に基づく、廃屋の撤去・減築や周辺事業の実施に対する補助（撤去・減築は補助率2／3、周辺事業は1／2、コア周辺事業は2／3）。詳細は1次支援の採択者に別途ご案内します。
エリア再生計画	1次支援においてエリア再生計画協議会が策定する計画。対象エリアの課題と再生の方針、再生される観光施設、周辺事業、実施スケジュール等を定めます。交付決定後概ね6か月以内に策定し、2次支援はこの計画に基づき実施します。
使用停止	建物の大宗部分が、いかなる用途でも使用されていない状態。建物の全部が空き家・未使用である必要はなく、一部の区画で営業・使用が続いていても、施設の規模や本来の収容能力に照らして機能の大部分が失われ、地域の観光資源として十分に活用されていないと実質的に認められる場合を含みます。本事業の対象廃屋は、使用停止の状態となってから概ね5年が経過していることを要件とします。
減築	建物の一部を除去して延べ床面積を縮小する工事。建替えとは異なり、既存建物の一部を活用しながら規模を縮小する手法です。

用語集（2）

以下は法律上の定義ではなく、本事業における使い方として記述しています。

用語	本事業における定義
周辺事業	エリア再生計画に基づき、廃屋の撤去・再生と相乗効果を発揮する、まちのにぎわい再生に資する事業。新たな宿泊施設等の竣工の2年後までに実施されるものが補助対象です（補助率1／2、コア周辺事業は2／3）。エリア再生計画策定時に全てが計画に位置付けられている必要はなく、適時、計画変更により追加することが可能です。
コア周辺事業	周辺事業のうち、「まちのにぎわい」再生の中核（基盤）を担う事業。地方公共団体が主体となり、エリア再生計画内で明示されていることが必要です。なお、補助率は2／3とすることができます（補助総額の上限1億円）。
後継事業者	撤去・減築により再生される施設等を主体的に運営し、地域における事業性・収益性を担う民間事業者（公設民営は対象外）。申請者と後継事業者は同一、別法人かは問いません。ただし、後継事業者は、対象の廃屋を従前運営していた事業者やその関係者ではない、新たな事業者であることを基本とします。
エリア再生計画協議会	エリア再生計画の策定とエリア全体の活性化を検討・推進するために設置する組織。地方公共団体及び申請者の参加が必須であり、後継事業者・DMO・観光協会・地域金融機関・周辺事業者・地域住民等の参加が望まれます。 ※ 申請段階では、協議会の設置合意（設立準備中を含む）があれば足り、規約・内規等の整備までは求めません。
事前相談	申請前に、対象要件の該当性や手続き・スケジュール等について事務局に相談できる仕組み。公募期間中は随時・無料で利用でき、相談内容はその後の審査の有利・不利に影響しません。
伴走支援	採択後の事業実施期間中、事務局（及び事務局が手配する建築・法務・金融・観光分野等の専門家）が、進捗確認・専門的助言・関係機関との調整等を継続的に提供する支援。
LOI（Letter of Intent）	意向表明書。拘束力は低いですが、交渉の意思を示す書類。

Q&A

Q	・ 宿泊施設等の再生：サウナ等の日帰り施設や、物産販売等の商業施設でもよいか。また、公設民営でもよいか。 ・ エリア再生計画協議会には、自治体以外の参画要件はあるか。
A	・ 宿泊施設等の再生については、宿泊施設に限らず、観光施設として位置づけられる施設であれば、対象となる余地があります。たとえば、サウナなどの日帰り施設や物産販売施設も、観光客の来訪・回遊・滞在価値の向上につながり、エリア再生計画に位置づけられる場合には、個別に確認することになります。 ・ ただし、2次支援の対象となる再生後施設は民間施設であることが要件であり、公設民営は対象外です。 ・ また、エリア再生計画協議会については、地方公共団体の参加が必須です。その他の構成員は一律の指定はありませんが、後継事業者、観光協会、DMO、金融機関、周辺事業者など、計画の策定・実行に必要な関係者の参加が望まれます。 ・ 申請段階では、協議会の設置合意や設立準備中であることが確認できれば、規約や内規の整備までは求めています。 ・ ただし、後継事業者の見通しは申請要件の一つですので、参加意向や関与状況は、書面等で確認できる形にしてください。

Q&A

Q	申請要件として、エリア再生計画協議会の設置等がありますが、これはきちんとした組織の組成（規定の作成等）が必要なのか、またそれぞれの合意をもってよとするのか、教えてください。
A	- エリア再生計画協議会については、申請段階で正式な規約や内規まで整っている必要はありません。 - 地方公共団体の参画を前提に、協議会の設置について関係者間で合意が取れている、または設立準備中であることが確認できれば問題ありません。 - ただし、申請書類では、構成員、参加理由、主要メンバーの内諾状況、今後の検討スケジュール等を記載いただく必要があります。 - また、会議録、同意書、確認書、メール等により、参加意向や設置合意を後から確認できる形で整理いただくことが望ましいです。

Q&A

Q	・ 想定しているモデルケースを知れるとありがたいです。
A	・ モデルケースとしては、温泉街などの観光中心地に残る大規模な廃旅館・廃ホテルを撤去・再生し、民間事業者による新たな宿泊施設等の整備と、広場整備や回遊導線の改善などの周辺事業を一体で進めるケースを想定しています。 ・ 本事業は、個別施設の再生にとどまらず、エリア再生計画を通じて、地域全体の課題や将来像を整理し、面的なにぎわい再生につなげることが重要です。 ・ 具体的な対象可否は、個別の事業スキームや要件充足状況を確認したうえで判断します。

Q&A

Q	古い建物をそのまま活かすのではなく、解体する場合でも補助対象となりますか？
A	- はい。補助対象になります。要件を満たす廃屋については、古い建物をそのまま活用する場合に限らず、解体、すなわち撤去する場合も補助対象となり得ます。 - 本事業では、エリア再生計画に基づいて行われる「廃屋の撤去・減築」が2次支援の補助対象とされており、廃屋の撤去・減築費用は補助率2/3で支援されます。 - ただし、撤去・減築のみを単独で支援するものではなく、撤去後に新たな宿泊施設等の観光施設としての再生が行われること、また周辺事業と一体となってエリアの活性化につながることを前提となります。 - なお、再生後の新たな宿泊施設等の建築費用そのものは補助対象外です。

Q&A

Q	• 物件の取得から相談できますか？また採択された場合に工事する会社は、地方公共団体の定める会社のみなど制限がありますか？土地に抵当権が付いている場合の解除費用などは相談できますか？
A	• 物件取得に向けた進め方や、所有者・抵当権者との調整状況については、事前相談の中で状況をお伺いすることは可能です。 • ただし、事務局が所有者や抵当権者との交渉に直接関与したり、権利関係の調整・交渉を代行したりするものではありません。権利取得や抵当権解除等については、申請者または関係者において調整を進めていただく必要があります。 • また、土地や建物の取得費、抵当権解除費用、権利関係の清算費用などは補助対象外です。本事業で補助対象となるのは、1次支援ではエリア再生計画の策定費や構造調査・アスベスト調査等、2次支援ではエリア再生計画に基づく廃屋の撤去・減築費や周辺事業費です。 • 工事会社については、本制度上、地方公共団体が定める会社のみという一律の制限はありません。 • ただし、補助事業として適正な発注手続きや見積取得、契約・支払の管理が必要です。 • 地方公共団体が関与する場合には、地方公共団体側の契約規則や入札ルールが適用される可能性もありますので、具体的なスキームに応じて個別に確認いただくのがよいと考えます。

Q&A

Q	古民家、工場跡地、使われてないゴルフ場、キャンプ場、廃ホテル、廃ビル、廃校などは対象になりますでしょうか？
A	- 本事業では、対象となる廃屋の従前用途は問いません。そのため、廃ホテル・廃旅館に限らず、古民家、工場、廃ビル、廃校なども、要件を満たせば対象となる可能性があります。 - ただし、単に使われていない建物や土地であれば対象になるわけではありません。観光の集積地・中心地に所在すること、延床面積が概ね2,500㎡以上であること、大部分の使用停止から概ね5年が経過していること、撤去後に宿泊施設等の観光施設再生が見込まれることなどがが必要です。 - また、ゴルフ場跡地やキャンプ場跡地のように、土地利用が中心となるケースは、本事業の「廃屋」に該当するか個別確認が必要です。 - 具体的な対象可否は、所在地、延床面積、使用停止時期、権利関係、再生後の用途、後継事業者の見込み、エリア再生計画上の位置づけを整理いただいたうえで、事前相談にて確認させてください。

Q&A

Q	1次支援の採択後であれば、補助金交付決定の前に工事を始めてもよいですか。
A	1次支援審査の採択通知を受けても、2次支援の交付決定前に行った着工に係る支出は補助対象外となります。 - 必ず2次支援の交付決定通知書を受け取ってから着手してください。 - 本事業は「1次支援審査採択→交付決定→2次支援審査採択→交付決定」の流れを経るため、1次支援審査の採択通知を受けても、交付決定前の着工は認められません。